

個別事業名: 民設委託料における税理士等委託加算の創設及び主要駅近施設経費の増額(青少年育成課)

1. 事業概要

- ・民設の放課後児童クラブの運営における保護者の経理処理事務負担の軽減、マイナンバー対応の事務負担軽減のため、税理士等委託加算を行う。(月額2万円)
- ・市内主要駅近くの放課後児童クラブの家賃の基準額と実勢価格の乖離是正のため、施設経費の上限を引き上げる。(月額5万円)

2. 要求理由

民設放課後児童クラブの運営については、保護者及び運営者の負担軽減や放課後児童支援員の処遇改善など、数多くの市民要望や議会からの質問を受け、更なる支援強化を求められている。そこで、平成28年度からの支援策として、税理士等委託加算の創設及び主要駅近施設経費の増額を実施する。

【税理士等委託加算の創設】

- ・民設クラブ運営における保護者負担の大きな要因となっている経理事務について、法人が事務の一部を委託する場合の財政的支援を行うとともに、マイナンバー法の施行に伴う個人情報の適正な取扱いを支援するため。

【主要駅近施設経費の増額】

- ・市内主要駅近くの放課後児童クラブの家賃補助の上限額と実勢価格の乖離により発生する運営者の自己負担を軽減することにより、民設クラブの安定的な運営を支援するため。
- ・主要駅付近の小学校区は待機児童が多い傾向にあるが、家賃相場が高額なことによる施設確保の難しさがあることから、家賃補助額の増額により待機児童の解消に効果的なクラブ開設を促進するため。

3. 要求額

【税理士等委託加算】 (合計 35,520千円)

放課後児童健全育成事業	委託料	既設分	32,640千円 (136か所)
		新設分	2,880千円 (12か所)

【主要駅近施設経費】 (合計 9,250千円)

放課後児童健全育成事業	委託料	既存分	5,050千円 (13か所)
		新設分	3,600千円 (6か所)
放課後児童健全育成施設整備事業	負担金・補助金		600千円 (新設用前家賃・礼金)

(参考資料)

【税理士等委託加算】

既存136施設、新設12施設に月額2万円の経理委託補助を行う。

●運営者からの意見・要望

Aクラブ	保護者がボランティアで経理することに耐えられなくなり、税理士に委託を行うこととしたため、別途費用を徴収している。
Bクラブ	保護者の会計士に、経理を委託している。
Cクラブ	会計規模が大きくなり、もはや保護者がボランティアで担えなくなっている。マイナンバー等の対応も不安があり、支援を願いたい。
Dクラブ	経理は保護者がボランティアで行っており、負担が大きいため職員にも運営事務を依頼したいところではあるが、一方で保育に集中してほしいとも考えているので、悩んでいる。

【主要駅近施設経費】

主要駅近く(1km以内)の施設経費基準額を5万円上乗せし20万円とする。

※主要駅:「さいたま市民間保育所認可実施要綱取扱要領」に準ずる。

民設放課後児童クラブ 家賃自己負担額一覧表 (主要駅1キロ圏内)

駅名	クラブ名	家賃月額	施設経費上限額		自己負担月額	自己負担年額	
			基準額	受入可能児童加算			
土呂	A	183,600	150,000	30,400	3,200	38,400	
宮原	B	231,000	150,000	57,000	24,000	288,000	
日進	C	236,900	150,000	47,500	39,400	472,800	
大宮	D	240,000	150,000	66,500	23,500	282,000	
東大宮	E	220,000	150,000	47,500	22,500	270,000	
東大宮	F	265,000	150,000	58,900	56,100	673,200	
新都心	G	154,286	150,000	0	4,286	51,432	
浦和	H	248,000	150,000	19,000	79,000	948,000	
浦和	I	225,000	150,000	30,400	44,600	535,200	
浦和	J	250,000	150,000	30,400	69,600	835,200	
北浦和	K	184,000	150,000	24,700	9,300	111,600	
北浦和	L	262,066	150,000	30,400	81,666	979,992	
武蔵浦和	M	259,350	150,000	57,000	52,350	628,200	
※ 該当クラブ数 13クラブ					合計	509,502	6,114,024

※ 平均自己負担月額 39,192円

【受入可能児童加算】
受入可能児童数が20人を超えた1人につき1,900円を加算

個別事業名: 保育士採用プロモーション活動事業(保育課)

1. 事業概要

- 東北、北陸地方等の保育士養成施設と連携し、学生に対する就職あっせんを強化
- 本市の保育施策や保育施設の魅力、情報を紹介する活動を展開

2. 要求理由

- 加速的な保育所整備に伴い、各保育施設で課題となっている保育士の確保が促進される。
- 地方の保育士養成施設就職担当者に、本市の保育施策や保育施設の魅力、情報を直接紹介し、各種支援策(宿舍借上げ支援事業等)と同時に事業展開することで、相乗効果が期待される。
- 幼稚園情報を同時に提供することにより幼稚園教諭の確保にもつながる。

3. 要求額

保育士採用プロモーション活動事業 876千円(国庫補助:1/2)

4. その他 (プロモーション活動を行政主体で行う意義)

- 行政が主体でPRを行うことにより、就職担当者や学生等に対し信頼感を与えることができる。
- 本市の重点保育施策や各種の取り組みなど、学生等に身近でタイムリーな情報を発信できる。

東北地方等出身の保育士を積極的に採用活動

- 保育所の安定的な運営には・・・
保育所の運営にとって必要な「ターゲット」は・・・
新卒・既卒の地方出身の保育士(学生)
- 見込まれる効果
市の知名度向上、地域経済の活性化

(圏内では募集しても応募者が少ない!!)



本事業実施のメリット

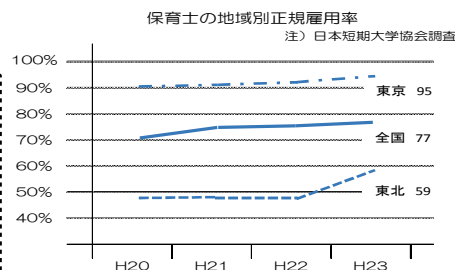
- 1 本市の保育施策や保育施設の魅力を地方へ発信
- 2 保育士確保の成果向上
- 3 保育士確保の都市間競争力の向上
- 4 保育士就職市場における本市の優位性の確立



★北陸新幹線開通及び東北新幹線延伸のうこそ絶好の機会!

地方出身者が首都圏に就職希望の理由

- 地方では保育士の正規雇用率が、大都市より低い。
- 首都圏の企業や法人は、地方での人材獲得に力を入れている。
- 首都圏では、保育士用の寮を完備したり、宿舍の借り上げを実施するなど、余裕のある暮らしができるよう、保育士の処遇改善を行っている。



個別事業名: 保育士試験による資格取得支援事業(幼児政策課)

1. 事業概要

- 保育士試験により資格取得を目指す者が、保育士試験合格後、さいたま市内の保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

補助内容:通信制等の保育士試験受験講座の受講に必要な入学金、受講料、上記経費の消費税
補助額:受験のための学習に要した費用の1/2(上限:150千円)

2. 要求理由

- 保育士確保の都市間競争が激化する中、本市においても認可・認可外含め保育所等における保育士確保が困難な状況である。
- 保育施設等に勤務しながら資格取得を目指す場合には、養成施設を卒業することは時間的な問題等から難しく、通信制等の受験講座を受講し、保育士試験を受験する方法を選ぶ者が多い状況であるため、養成施設の受講料補助だけでなく、通信制等の受験講座の受講料補助をする必要がある。

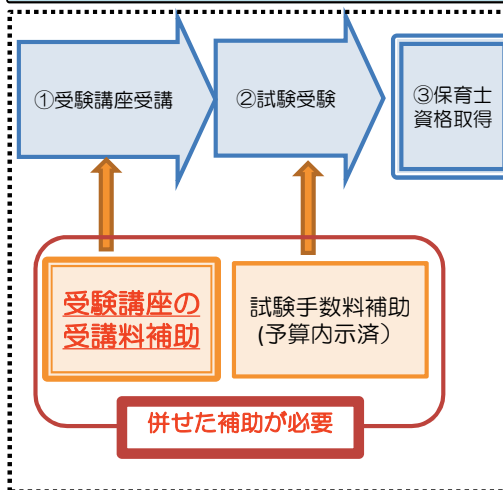
3. 要求額

対象者60人×補助額上限150千円=9,000千円(国庫補助:1/2)

4. その他

- 保育士試験は、独学で試験合格を目指すことが難しいと言われており、資格取得を目指す者の第一歩として、受験講座を受講することが考えられ、本市においても、受験講座の受講を促すことにより、試験合格率が高くなり、保育士確保につながる事が期待される。
- 保育士試験手数料補助事業(県負担10/10)について、対象者60人として査定を受けたが、試験手数料補助と受験講座の受講料補助を併せて実施することで、相乗効果により受験希望者の増加及び保育士の確保につながるものと考えており、保育士試験手数料補助事業と同様に対象者を60人とするものである。

保育士試験による資格取得支援事業イメージ



保育士資格取得から補助の流れ

